

# 梅花幼稚園 重要事項説明書

## 1 施設運営者

名 称	学校法人 花園学園
代表者氏名	理事長 林 幸枝
所 在 地	静岡市清水区南岡町3番8号
電 話 番 号	054-353-1342
法人設立年月日	昭和46年12月23日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営

## 2 事業の目的、運営方針

事業の目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての保育並びに教育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営方針	あそびを通して仏教精神に基づく思いやりの心や基本的な生活習慣を育てていく。 様々な経験を通して、乳幼児期に必要な生活習慣を身につけ、生きる力を育てていく。 家庭との連携を図り、子どもたちが安心・安全に生活できるよう環境作りを行っていく。 ① きちんと座ってられる子・落ち着いた生活ができる子 ② 自分で考えて行動する子 ③ 明るく何でもがんばる子 ④ 身体を動かすことが好きな子 ⑤ 創造力・表現力の豊かな子

## 3 施設の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	梅花幼稚園
開 設 年 月 日	昭和29年7月29日
施 設 の 所 在 地	静岡市清水区南岡町3番8号
連 絡 先	電話番号 054-353-1342 F A X 054-353-1343
事 業 所 番 号	03527
管 理 者	園長 林 幸枝
利 用 定 員	満3歳以上の児童【1号】 60人 満3歳以上の児童【2号】 15人 満1歳以上満3歳未満の児童【3号】 10人 満1歳未満の児童【3号】 5人
職 員 数	25人
嘱 託 医	原小児科医院 原 光宏 TEL 054-352-6367 江川八千代歯科医院 高田 博史 TEL 054-352-2956

#### 4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。なお、教育標準時間認定（1号認定）こどもについては、以下についても休園とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日</li> <li>・夏季休7月25日から8月31日まで</li> <li>・冬季休業12月25日から1月6日まで</li> <li>・春季休業3月25日から4月6日まで</li> </ul>	
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定	午前8時から午後2時30分まで 水曜日のみ午後1時30分まで ※ 午前7時30分から午前8時まで及び平日午後2時30分（水曜日のみ午後1時30分）から午後6時30分までの範囲内で時間外保育を実施。
	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8時から午後4時までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時30分から午前8時まで及び午後4時から午後6時30分までの範囲内で時間外保育を実施。

#### 5 施設・設備等の概要

敷地	面積	2000.91 m <sup>2</sup>	
建物	構造	RC造2階建（一部S造）	
	延床面積	1134.58 m <sup>2</sup>	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	0・1歳児室	1室	39.89 m <sup>2</sup>
	2歳児室	1室	41.92 m <sup>2</sup>
	幼児室	4室	175.34 m <sup>2</sup>
	遊戯室	1室	181.62 m <sup>2</sup>

本園では「静岡県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡県条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

#### 6 職員の状況（令和6年2月1日現在）

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	幼稚園免許・保育士	4人	幼稚園免許・保育士
副園長	1人	幼稚園免許・保育士	2人	幼稚園免許
主任	1人	幼稚園免許・保育士	4人	保育士
保育教諭	6人	幼稚園免許・保育士	1人	保育補助
栄養士	2人	管理栄養士・栄養士	3人	事務員・用務員
調理員	1人	調理師	1人	調理師
合計	12人		15人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

## 7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

### (1) 教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

### (2) 毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュールは、下記のとおり。

#### ・ 3歳児以上(1号申請)

8:00～	開門・各自登園
	自由あそび(外遊び・室内あそび)
9:10頃	片付け・入室
9:30	各クラスの保育
11:30～12:30	給食・自由あそび
13:00	各クラス保育
14:10(水曜日13:10)	降園準備・
14:30(水曜日13:30)	降園/1号預かり保育・2号申請は放課後保育のお部屋へ移動
～18:30	申請時間まで保育

#### ・ 2歳児

7:30～	各自登園
	自由あそび(外遊び・室内あそび)
9:10頃	片付け・入室
9:30	朝おやつ・各クラスの保育
11:00～12:00	給食・自由あそび
12:30～14:30	午睡
15:00	おやつ
～18:30	申請時間まで保育

#### ・ 0・1歳児

7:30～	各自登園
	室内あそび
9:30～	朝おやつ・クラスの保育
11:00～12:00	給食・自由あそび
12:00～14:30	午睡
15:00	おやつ
～18:30	申請時間まで保育

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、おはようブック又は連絡帳に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、おはようブック又は連絡帳に記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

## 8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育に係る上乗せ徴収及び実費徴収

(1) に掲げる保育料のほか、1・2号申請の方には上乗せ徴収及び実費徴収として、下記の費用を負担していただきます。

①上乗せ徴収

費用の種類	納付額	徴収の理由
諸費	月額2,000円	教材費・施設拡充等のため

実費徴収

項目	対象年齢	金額	
給食費(1号申請)	3・4・5歳児	月額	5,000円
給食費(2号申請)	3・4・5歳児	月額	6,000円
教材・教具代	3・4・5歳児	年額	10,000円程度
園服・体操着代	3・4・5歳児	年額	20,000円程度

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

※ 梅花幼稚園保護者の会があり、全園児対象の会費があります。月額：1人700円、2人1,300円の実費徴収がある予定です。

### (3) 延長保育料

対象	時間	料金
教育標準時間認定	午前7時30分から午前8時まで	1回 100円
	午後2時30分から午後6時30分まで (水曜は午後1時30分から午後6時30分まで)	1時間 200円
	長期休業中 午前8時30分～午後5時30分	日額 1,000円
保育短時間認定	午前7時30分から午前8時まで	1回 100円
	午後4時から午後6時30分まで	1時間 200円

## 9 支払方法

- ・保育料と上乗せ徴収及び実費徴収分の給食費・主食代に関しましては、清水銀行口座振替払（引落日：毎月末日、その日が銀行休業日の場合はその前日）とさせていただきます。
- ・一時預かり、延長保育料はその都度現金にてお支払いください。

## 10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 11 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

## 12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

- ・日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度
- ・全日本私立幼稚園連合会の園児24傷害保険

## 13 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：日本平消防署 届出日：令和2年1月 防火管理者：園長 林 幸枝
防災設備	自動火災報知機、緊急地震速報受信機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震、不審者を想定し、月1回実施

#### 14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 林 幸枝
-------------	---------

#### 15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	副園長 吉田 みどり	
苦情解決責任者	園長 林 幸枝	
第三者委員	萩原 理右 ((有)泰斗)	連絡先 054-263-8557
	齋藤 速 (齋藤接骨院)	連絡先 054-353-0595
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：\_\_\_\_\_

保護者氏名：\_\_\_\_\_⑩

園児との続柄：\_\_\_\_\_

園児氏名：\_\_\_\_\_

園児氏名：\_\_\_\_\_

園児氏名：\_\_\_\_\_